別表第三の二十一の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 二十一の二　都道府県知事 | 総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

別表第四の六の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 六の二　市町村長 | 総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

別表第五第二十六号中「昭和二十四年法律第二百十号。」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十六の二　総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

**第八条**　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、同条に次の二号を加える。

四　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五　総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

**第九条**　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十四号及び第十五号」に、「同条第一項第十五号」を「同条第一項第十六号」に改める。

第十八条第一項第一号中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第二号中「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改める。

第二十二条第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項の項中「第十二号」を「第十三号まで」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

**第十条**　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の五の次に次の一号を加える。

三の六　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特別区域の支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特別区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

**第十一条**　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「及び地域限定通訳案内士」を「、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」に改める。

**別表第一**（第二条第二項関係）

| 項 | 事業 | 関係条項 |
|---|---|---|
| 一 | 国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業 | 第二十条 |
| 二 | 国際戦略建築物整備事業 | 第二十一条 |
| 三 | 特別用途地区国際戦略建築物整備事業 | 第二十二条 |
| 四 | 工場等新増設促進事業 | 第二十三条 |
| 五 | 政令等規制事業で第二十四条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの | 第二十四条 |
| 六 | 地方公共団体事務政令等規制事業で第二十五条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの | 第二十五条 |

**別表第二**（第二条第三項関係）

| 項 | 事業 | 関係条項 |
|---|---|---|
| 一 | 地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業 | 第四十三条 |
| 二 | 地域活性化建築物整備事業 | 第四十四条 |
| 三 | 特別用途地区地域活性化建築物整備事業 | 第四十五条 |
| 四 | 特定農業者特定酒類製造事業 | 第四十六条 |
| 五 | 特産酒類製造事業 | 第四十七条 |
| 六 | 民間事業者特別養護老人ホーム設置事業 | 第四十八条 |
| 七 | 特定水力発電事業 | 第四十九条から第五十二条まで |
| 八 | 政令等規制事業で第五十三条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの | 第五十三条 |
| 九 | 地方公共団体事務政令等規制事業で第五十四条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの | 第五十四条 |

内閣総理大臣　菅　直人
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
外務大臣　松本　剛明
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月
防衛大臣　北澤　俊美